記者発表資料

平成２４年　２月１５日
東北地方整備局

「かわまちづくり」、「河川防災ステーション」に それぞれ１箇所ずつを新たに登録

～　地域と連携した川づくりに係る計画の登録等　～

国土交通省では、「かわまちづくり」計画及び「河川防災ステーション整備計画」について、平成２３年度の登録・承認を行います。

東北地方整備局管内では、平成２４年２月１５日付けで、以下の２箇所が登録・承認されます。（別紙参照）

■山形県：　須川（すかわ）かわまちづくり（山形市（やまがたし））

■青森県：　馬淵川河川防災ステーション（まべちがわかせんぼうさい）（八戸市（はちのへし））

国土交通省水管理・国土保全局では、地域の個性やニーズに対応した治水事業の一層の展開を図るため、地域との連携によりハードとソフトを一体的に整備する計画であり、その実現に向けて市区町村の役割が大きい計画について登録・承認を行っています。

平成２４年２月１５日付けで登録・承認される計画の概要については別紙の通りです。

なお、本件については、国土交通本省においても記者発表しています。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　河川部
０２２－２２５－２１７１
＜河川防災ステーションについて＞
河川計画課長　小竹　利明　（内線３６１１）
＜かわまちづくりについて＞
河川環境課長　梅森　雄一　（内線３６５１）

別紙

地域と連携した川づくりに係る計画
登録・承認箇所【東北地方整備局管内】

平成23年度登録・承認（平成24年2月15日付け）

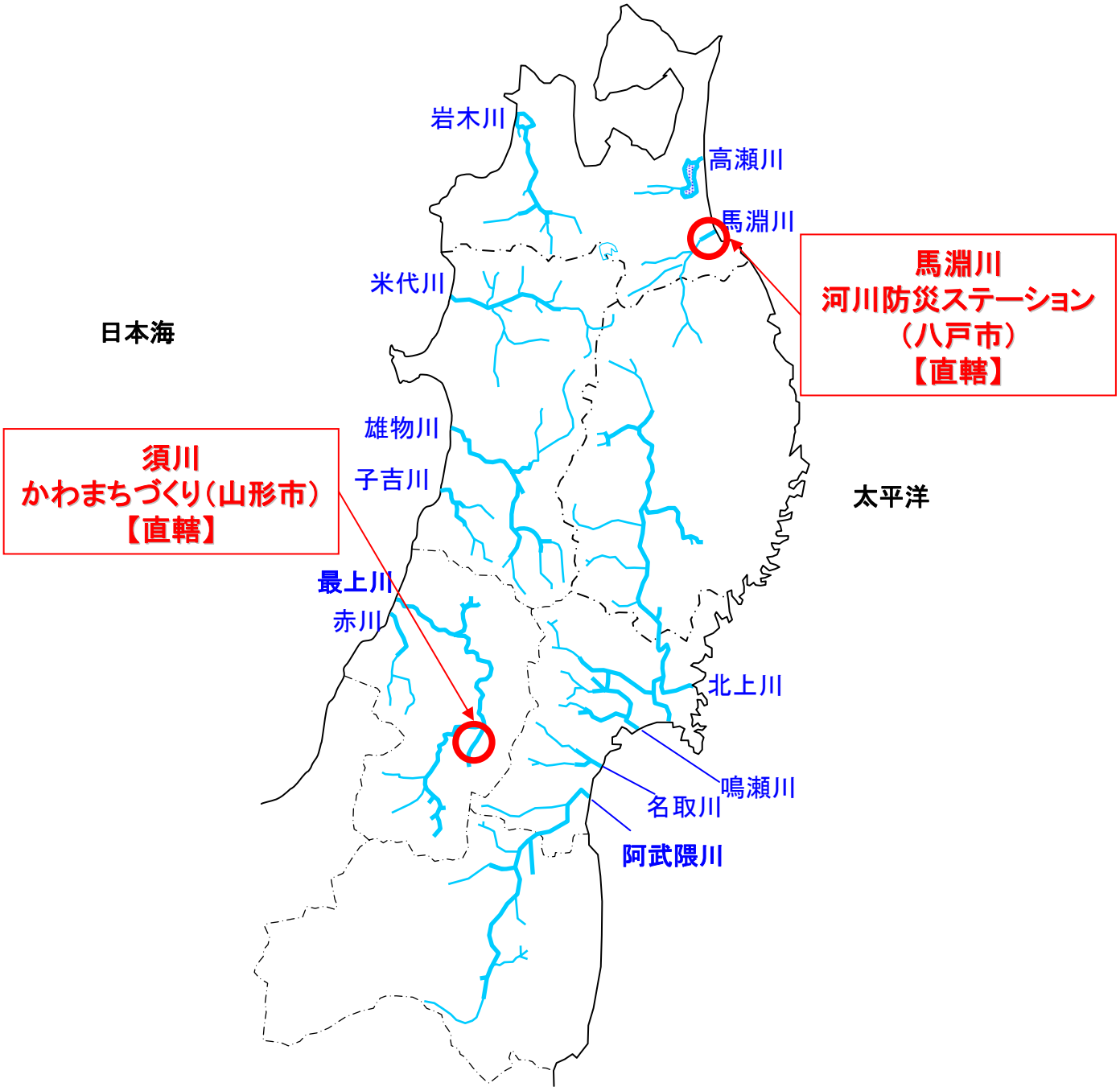

「須川（すかわ）かわまちづくり」

市町村名： 山形県山形市

対象河川： 最上川（もがみがわ）水系須川（すかわ）

1．概要

須川では多目的グラウンドや広場などとしての利用が進んでおり、地域のレジャー・スポーツ空間として地域の住民に親しまれています。山形市の都市計画マスタープランにおいても、「川辺の道」として須川沿いの自転車・歩行者ネットワーク形成、市民の生活空間となる河川利用が位置づけられており、須川を活かしたまちづくりを進めていくことを目指しています。

須川かわまちづくりでは、管理用通路（散策路、サイクリングロード）や高水敷（パークゴルフ場・多目的広場等）を整備することで、須川とまちとのネットワークを拡大し、市民の健康増進の充実を図り、まちのさらなる活性化を支援します。

2．整備内容

・管理用通路（散策路、サイクリングロード）

・高水敷整備　・低水護岸（船着場）　等


低水護岸　整備イメージ


船町船着場跡


サイクリング　イメージ

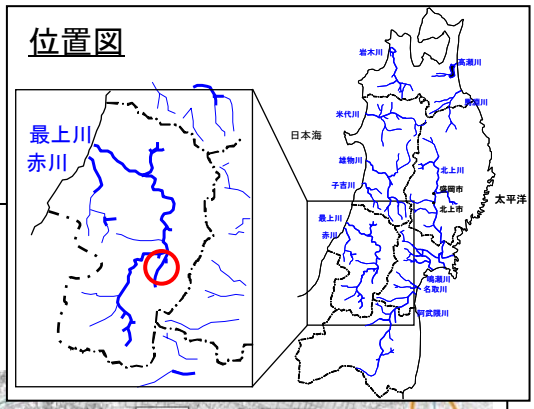

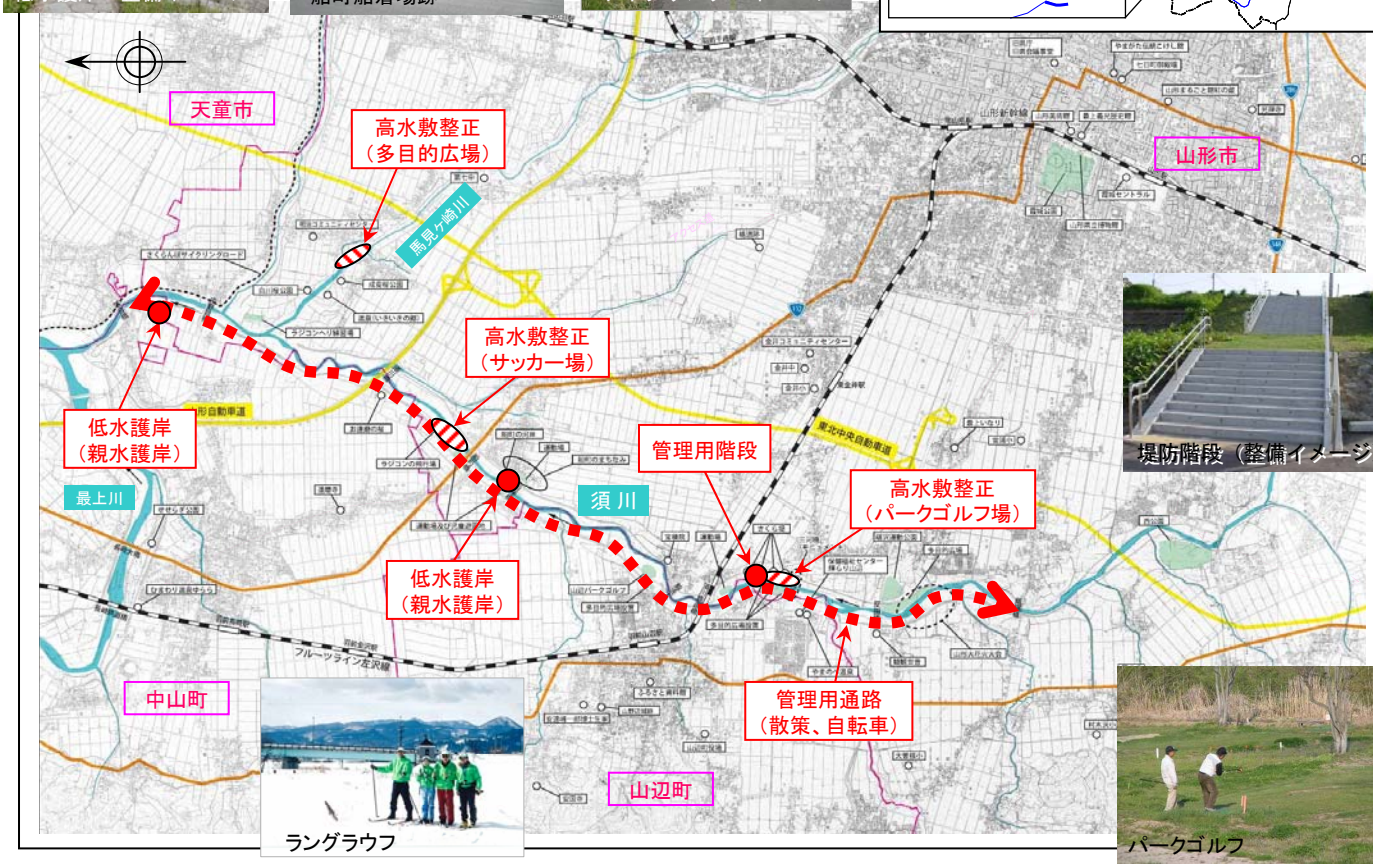

堤防階段（整備イメージ）

ラングラウフ

パークゴルフ

「馬淵川（まべちがわ）河川防災ステーション」

市町村名：青森県八戸市（まべちがわ）
対象河川：馬淵川（まべちがわ）水系馬淵川

1. 概　　要

馬淵川流域は、大雨の度に氾濫を繰り返し、過去5年間で4回の浸水被害が発生している。

また、流域内には八戸市を抱え人口及び資産も多いことから、破堤等が発生した場合は、甚大な被害が想定される。

よって、被害を最小限に抑えるため、迅速に水防活動及び緊急復旧活動を行う拠点として、河川防災ステーションを整備するものである。

2. 整備内容

国において、水防作業ヤードや土砂、根固めブロックなどの緊急復旧活動に必要な資材の備蓄と災害対策車の車両格納庫等の整備を実施し、八戸市においては、水防活動の拠点となる水防センターの整備を実施するものである。

施設	水防センター、ヘリポート、車両格納庫
備蓄資材	根固めブロック、連節ブロック、土砂、岩ズリ等

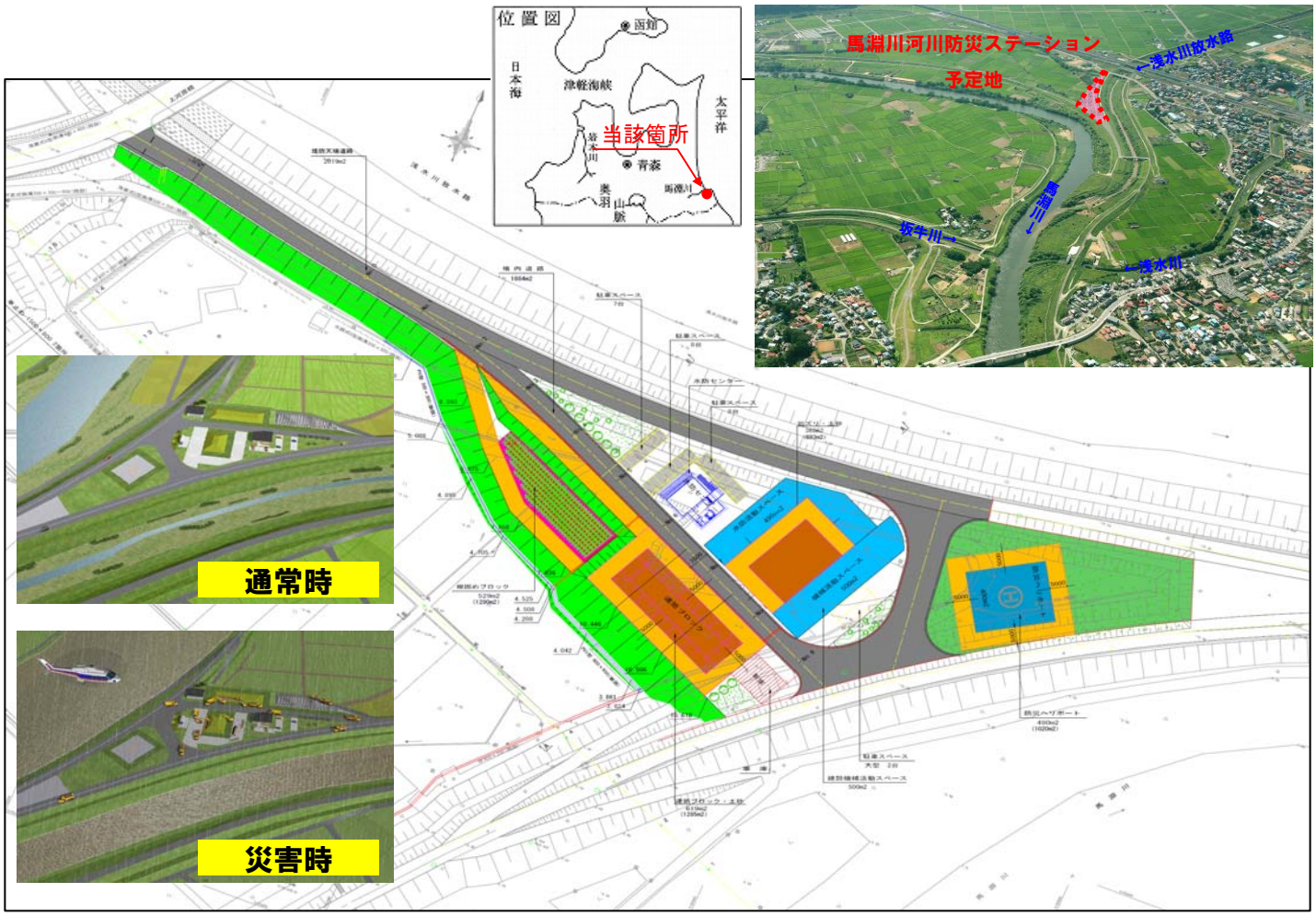

参考

かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図ります。

○事業概要

ソフト支援：民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度（河川敷地占用許可準則の特例措置）等を拡充、河川管理者として「のためのフォローアップ」を積極的に支援。

ハード支援：まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援。



管理用道路をフットパスとして活用
（最上川）

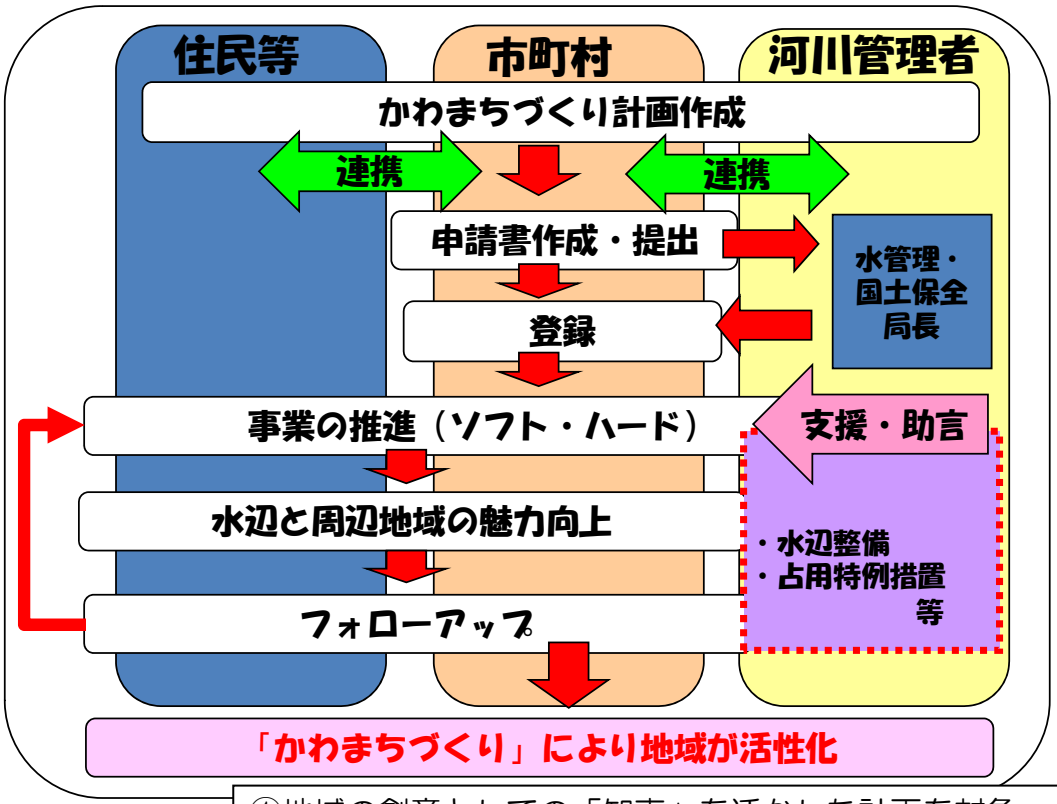

①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

図：かわまちづくりの流れ

※かわまちづくり支援制度の改正（H22.4）の主な改正点
・ハード支援の内容を、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備とする（レクリエーション性の高い施設は自治体により整備）
・かわまちづくり支援制度への認定制度から、登録制度へ変更

参考

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

① 水防倉庫などの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
② 重要水防箇所の状況
③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、河川局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）と調整した上での要望をお願いいたします。

防災ステーション実施手順

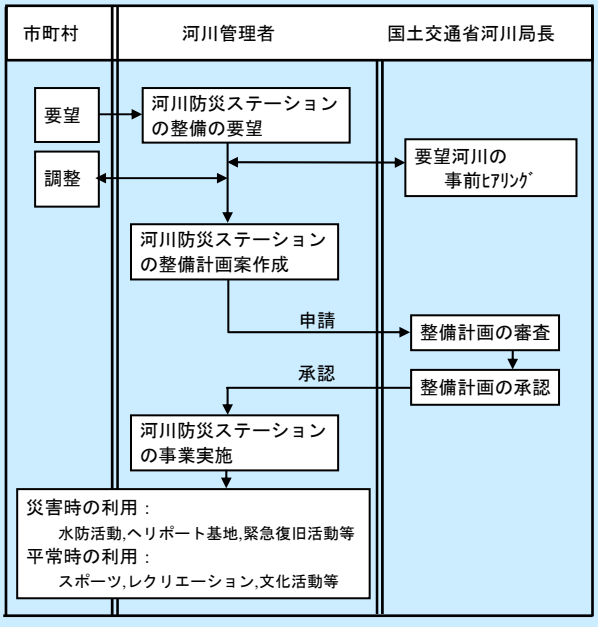



【災害時の活用】

①緊急復旧用資材備蓄基地
②災害対策車輌基地
③車輌交換場所
④ヘリポート
⑤洪水時の現地対策本部
⑥水防団の待機場所
⑦水防倉庫
⑧一般住民の避難場所



【平常時の活用】

①コミュニティースペースとして地域に提供
②水防活動の訓練等に利用
③防災学習施設や川の情報発信拠点として水防センターを活用